

声明 新「日本学術会議法」の制定に抗議する

2025年6月26日

民主主義科学者協会法律部会第27期理事会

新「日本学術会議法」が、2025年6月11日、参議院本会議で可決され、成立するに至りました。

同法は、これまでの日本学術会議法が、前文で「科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与すること」をその使命とすると謳い、その職務を独立して行う国の機関と明記した日本学術会議（以下、「学術会議」という。）を廃止し、新たに法人としての「日本学術会議」（以下、「新学術会議」という。）を設立するものです。政府、与党等は、同法により新学術会議の独立性が高まると主張します。しかし、同法は、新学術会議に、内閣総理大臣が任命する監事や日本学術会議評価委員会や、選定助言委員会及び運営助言委員会という外部の者からなる機関を設け、幾重にもその人事及び運営を制約する仕組みを新設するもので、新学術会議の独立性・自律性は深刻に脅かされるおそれがあります。

また、新学術会議発足時の会員は、ナショナル・アカデミーの世界標準であり、現行の学術会議が採っている会員選考方式であるコ・オプテーション（現会員が次の会員候補者を推薦する方式）を採らず、会員候補者選定委員会が選定した候補者から総会の決議により選任します。この新選考方式は発足3年後の2回目の会員選任でも繰り返され、会員の継続性が保たれないおそれがあります。これでは会員選考に関する政府からの独立性が確保されず、かつ、これまでの学術会議との連続性が遮断されかねません。新会長の人事も、内閣総理大臣の判断に大きく左右されかねない仕組みになっています。財源の国庫負担の原則が明示されず、安定した財政基盤が確保されないおそれもあります。

以上のような懸念から、当事者である学術会議は、総会声明と決議を発して新「日本学術会議法」案の抜本的修正を求めてきましたが、政府・与党等はその意見に一切耳を貸すことなく、強引に法案を成立させました。このような制度変更の手続は、ナショナル・アカデミーに関するものとして、極めて異常なものと言わなければなりません。光石衛学術会議会長が、同法の制定を「非常に残念」と述べているのは当然のことです。

同法案の審議に際しては、2020年当時の菅義偉内閣総理大臣による学術会議会員任命拒否について明確な理由の説明もないままに新たな会員選定制度を立ち上げることへの疑義が、学術会議をはじめ、審議に関わった多くの政党、会派から出されましたが、政府はその理由の説明も根拠となる文書の開示もしないまま、逆に新学術会議を内閣総理大臣の監督権の下に置くという、本末転倒の法律を制定してしまいました。まさに暴挙と言わざるを得ません。このことは、法案の採決にあたり衆参の内閣委員会のいずれもが、「令和二年の会員任命拒否問題について、国民に説明責任を果たし、国民の信頼を得るよう努めること」との附帯決議を全会一致で採択したことによっても裏付けられています。

私たち民主主義科学者協会法律部会は、以上の理由から、新「日本学術会議法」の強行的な制定に強く抗議するとともに、その廃止によって現在の学術会議の組織と制度の維持ないし復活を求めます。合わせて、学術会議がその歴史と実績の上に立つて、これまでと同様に「人類の福祉」と「平和」に貢献するための活動を堅持するよう強く要望し、その活動を同会議の協力学術研究団体として支持することを、ここに明らかにするものです。